2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,200点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該建築工事における経営事項評価点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の経営事項評価点数を1,150点以上とする。

⑷　平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した、単体有資格業者においては①に、特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員においては②に掲げる工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

なお、当該施工実績が平成13年４月１日以降に完成した地方整備局の発注した工事（港湾空港関係に限る。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

①　新築の鉄骨構造（地下構造は含まない）による建築工事で、延床面積が2,000㎡以上／件を施工した工事。

②　代表者においては、新築の鉄骨構造（地下構造は含まない）による建築工事で、延床面積が2,000㎡以上／件を施工した工事、かつ、代表者以外の構成員においては、新築の鉄骨構造（地下構造は含まない）による建築工事で、延床面積が1,000㎡以上／件を施工した工事。

⑸　簡易な施工計画書〔施工上配慮すべき事項（工程管理、出来形管理、安全管理）〕に対する記載が当局における要求要件を実現できること。（入札説明書参照）

⑹　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷①に掲げる工事の経験を有すること。

③　特定ＪＶの代表者及び代表者以外の構成員にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、⑷②に掲げる工事の経験を有すること。

④　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑽　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び施工計画並びに施工体制をもって入札を行い、⑴の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑴　評価対象要件

①　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②　発注者における要求要件を実現できると認められること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下、「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

⑵　本工事の総合評価落札方式の加算点については、発注者における要求要件を実現できると認められる施工計画書を提出した企業に標準点100点を付与する。また、施工計画書等の内容に応じ加算点を最大25点付与する。施工体制評価点は、入札説明書に定めるところにより最大30点与える。加算点及び評価方法は、入札説明書のとおり。

⑶　評価値の最も高い者が２人以上ある時は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑷　評価値は以下の算定式で評価する。

評価値＝｛標準点＋施工体制評価点＋加算点｝÷入札価格

⑸　施工計画書等は、入札説明書に基づき作成し提出するものとする。

⑹　施工計画書等のヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場所・日時等の必要事項は別途通知する。

⑺　実施上の留意事項

①　受注者の責により施工計画が履行できない場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。

②　減点の範囲は最大10点とし、その範囲は入札説明書のとおりとする。

また、履行確認において虚偽の履行確認に係る資料提出等不誠実な行為をした場合は、「請負工事成績評定」から最大20点の減点を行う。

③　受注者の責により施工計画が履行できない場合とは、災害またはその他特別な事情がある場合以外のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒455―8545 名古屋市港区築地町２番地　中部地方整備局総務部経理調達課契約管理係　小林　大士　電話052―651―6264

⑵　入札説明書の配付期間、場所及び方法　入札説明書を入札情報サービス（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）より配付する。

配付期間は平成22年６月18日から平成22年９月24日まで

ただし、書面による配付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下へ申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて無償で配付する。

期間：平成22年６月18日から平成22年９月24日まで

場所：⑴

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成22年６月18日から平成22年７月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から16時00分まで、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成22年６月18日から平成22年７月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から16時00分まで。場所は⑴に同じ。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより平成22年９月24日14時00分までに提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙により持参又は郵送する場合は、平成22年９月24日14時00分必着にて、中部地方整備局総務部経理調達課へ提出すること。

開札は、平成22年９月27日11時00分、中部地方整備局（築地庁舎）入札室にて行う。